

## 保険差益の会計処理について若干の考察

寺 島 平

### 序

最近の企業会計に新しく導入されたもののうちに剩

資本剩余额制度を導入した企業会計原則の発表は、  
わが国企業経理上一大飛躍をなしたと称するも決して  
過言ではないであろう。

余金なるものがある。かかる制度の導入は「企業会計  
原則」が割期的、進歩的なものであると称せられる所  
以の一つであるが、それは資本金額を超える自己資本  
額であつて、資本剩余额と利益剩余额の二つに分れる。  
利益剩余额は企業の経営活動の結果獲得した利益をい  
い、資本剩余额は利益剩余额以外の剩余额であつて、  
資本金以外に株主の譲出したもの及びその価値修正の  
性格をもつものも含むものであると一般に認められ  
ている。

しかし現段階においては資本剩余额（資本準備金ま  
たは資本積立金）に関しては、一方企業会計原則、財  
務諸表規則（証券取引委員会規則第十八号、財務諸表等の用  
語、様式及び作成方法に関する規則）に於て他方、商法、  
税法の規定にも、大同小異があつて幾多の疑問を提出  
し種々なる方面より考察が進められているのであるが、  
これが解釈上の完全なる意見の一一致と、明確なる規定  
は後日の調製に待つべきであらう。周知の如く、安本  
の「企業会計原則」は剩余额について

## 第一、剩余金区分の原則

第二、振替制限の原則（資本剰余金の利益剰余金との振替）

### 第三、欠損填補の原則

の三原則を揚げてある。

すなわち一般原則の三において「資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、特に資本剰余と利益剰余金とを混同してはならない」と規定し資本取引と損益取引の区分原則を確立する、この規定よりわれわれは容易に資本取引が資本剰余金に関連し、損益取引が利益剰余金と結びつくことを理解し得よう。これは正しい期間損益計算の実践を指導せんとの意図を持つものであり、資本と利益の混同をさけ資本を利益として処分するが如き処理を禁止し、もつて企業資本を維持し、企業の利害関係者を保護せんとの立場であろう。

またかかる規定の当然の措置として「正当なる理由がなければ、資本剰余金を利益剰余金に直接にも間接にも振替えてはならない」（損益計算書原則六ノ二）と

いう資本剰余金の利益剰余金との振替制限の原則や、「利益剰余金を以てその填補に充てることができる……」（損益計算書原則六ノ三）ものとする欠損填補の原則もまた理解されよう。更に原則は、区分の要点として、第二損益計算書原則六に「剰余金は毎期の純利益の留保額からなる利益剰余金と毎期の純利益以外の源泉から生ずる剰余から成る資本剰余金とに区分されねばならない」とする。安本の企業会計原則にいう資本剰余金とは「利益剰余金以外の剰余金」という單なる形式的消極的規定に留まるのであって、実質的（内容的）積極的規定を欠いている。

そこで「資本取引と損益取引とを明確に区分し」と掲げる一般原則三が不明確となるをまぬがれない。

統いて安本原則は、資本剰余金の具体的な内容として、損益計算書原則七は「株式発行差金、資本払込剰余金、減資差益、固定資産再評価益を掲げてある、しかしこれによつて資本取引の本質的特徴が明確に規定された

とはいひ難く、また利益剰余金から区別せらるべき資本剰余金の性格乃至はその源泉を洩れなく明らかならしめているともいひ得ない、これが解明については、企業会計原則は「等」という表現のもとに後日に残している課題でもあつて、それは今後の企業経理の実践上において問題を潜めているわけである。

企業会計原則の発表以来、いわゆる資本取引の性格乃至は資本剰余金の本質について資産再評価益または財産評価益、贈与剰余金（株主以外の醸出）等の性格を巡つて活潑なる論議が展開されている。本稿は今日企業経理における論争（その資本性または利益性）の一つである保険差益の性格とその会計処理について、私見の一端を述べようとしたものである。

二

保険に附してある固定資産が被害を受けた場合、保険会社より受取つた保険金と当該固定資産の帳簿価額との差額を通常保険差益といつてある。この差額

（災害を蒙つた固定資産の保険差益）に関する会計上如何に処理すべきかを考察するのであるが、これについては、法人税法施行規則第十三条の二、三、四、五、六にその規定があるので、先ず税務上の取扱法規の理解より始めよう。

これは保険金をもつて同種の資産を取得した場合には帳簿上の圧縮記帳を認めたもので、規則第十三条の二には、

「法人の自己所有の固定資産たる建物、船舶、機械又は装置が滅失（損壊を含む、以下同じ）し、その滅失に因り支払を受けた保険金（以下保険金といふ）がその滅失した資産の被害直前の帳簿価額のうち、被害部分に相当する金額をもつて、滅失した資産と種類を同じくする資産を被害のあつた日の属する事業年度において取得（製作を含む）し、当該資産につき、その取得価額（製作価額を含む）に、保険金の総額に対する減失した資産の被害直前の帳簿価額のうち、被害部分に相当するものの割合（以下記帳割合といふ）を乗じ

て算出した金額を下らない金額を財産目録に記載したときは、その取得価額と財産目録に記載した価額に相

当する金額は、当該事業年度の普通所得の計算上これを損失に算入する。」とある。

法人が自己所有にかかる固定資産なる建物船舶機械

又は装置、（車りよう運搬具（鉄道及び軌道業又は自動車運輸業における車りよう運搬具を除く）、什器、備品、又は商品、原材料に対する保険金には適用しない。（法人税法取扱通達九八、以下通達といふ。）を保険に附し、保険事故の発生によって保険金の支払を受けた場合は、税法上、保険収入金は益金であり、被害資産の帳簿価額は損金である。従つて前者が後者を超過する場合、その超過額は課税の対象となり、もしも後者が前者を超過するならば、それだけ損金算入が認めらるべきであろうことは、法人税法上課税標準たる所得を「内国法人の各事業年度の所得は総益金から総損金を控除した金額による」と規定し、外観上成算計算の立場を装いながら、税法上の所得概念がその根

底に所謂シャンツの純資産増加説を潜めていると見る限り蓋し当然であろう。

然るに、保険会社から支払を受けた保険金は災害資産の代償であつて、受取った保険金によつて実質的に利益を得たかどうかは疑問である。

そもそも戦後の著しい物貨変動は、法人の所有資産の時価を極端に騰貴せしめ法人の帳簿価額と時価が一致しないのみならず、その懸隔の甚だしいのが普通である。そこで固定資産を再評価し、帳簿価額を是正せしめ、正しい期間損益計算を確立し、合せて企業資本の実質的維持を企図した資産再評価法が昨年法律第百十号として制定されたのは周知の事実である。

インフレによる貨幣価値変動を計算上修正することの理論的必要が是認されながら、現実には高率の再評価、配当、株価政策等各企業の経営的考慮（法自体任意評価とした）のもとに、これによつて再評価を行つた法人は小数であり、且つその再評価限度額まで評価を行つた法人は極く稀あつた。

すなわち「再評価を行つた会社は全体の会社の約一割ばかりで、実数は二万六千八百四十六社ということになつてゐる。一割位の会社しか行つておらず、行なつておる会社も法律上認められてゐる限度からして、六五%六割位までの限度しか行つておらない」。<sup>(2)</sup> 資産の再々評価論が一部に提出される次第で、大多数の法人帳簿価額は時価を反映しておらない現況にある。

然るに、これらの固定資産を保険に附するときは、その実際価額で契約を締結するのが通例であるから、その保険金額は被保険物件の帳簿価額に比し、常に著しく高額となる。またかくしてこそ災害を蒙つた場合、その喪失資産の再調達、被害部分の復旧が可能となるのである。而して被保険資産の代償として保険金を受取ることになるのであるが、保険金額と帳簿価額の間に著しい差額があるため受取つた保険金は資産の帳簿価額を填補して、なお多額の剰余をもつこととなる。この剰余（保険差益）についても相続、贈与を問はず取得した一時的収入も所得に算入すべきものと主張す

る純資産増加説の立場よりすれば、益金に算入すべきであつて、勿論課税の対象となるを免ぬがれぬであろう。

しかし、この保険差益を法人の利益として課税するなれば、高率の法人税が徴収せられる（現行税法上、三五%）こととなり、被害を受けた資産に代るべき資産の調達が不能となり、産業の復興をも阻害する結果ともなるであろう。そこで利益と見るかどうかについて議論が行はれる。現行税法上は受取つた保険金の帳簿価額を超過する部分については、利益なるを原則とするもかかることのないよう課税上の特例を認め、特別の措置が講ぜられている。（前掲施行規則第十三条ノ二乃至六）

すなわち法人が被害を受けた当該事業年度に於て保険金の全部または一部に相当する金額で、滅失した資産と種類を同じくする資産（種類が同じであれば構造等は異つても差支えない。例えば船舶全損に因つて保険金の支払を受けた場合には船舶を取得すれば足

りるのであって、構造、順数等が同一であることを要しない。(通達九七) を取得し、当該取得した資産についてはその取得価額に、保険金の総額に対する減失した資産の被害直前の帳簿価格のうち被害部分に相当するものの割合(記帳割合)を乗じて算出した金額を下らない金額まで圧縮記帳した場合には、圧縮整理価額に相当する金額を当該事業年度の所得の計算上、これを損金に算入する。

詳言するに、例えば記帳価額三〇万円、保険金百万円の木造建物が火災により全焼したと仮定しよう、すなわち被害直前の帳簿価額 同被害部分に相当する金額 支払を受けた保険金 従つてその差額 新資産取得価額 一〇〇万円 七〇万円 一〇〇万円 とすれば、新資産に幾何類の価額を附すかというに、保険金の総額一〇〇万円に対する減失した資産の被害

直前の帳簿価額三〇万円の割合三〇%を、新資産の取得価額一〇〇万円に乗じて算出した金額、すなわち三〇万円が記帳価額となる、この場合には取得価額一〇〇万円と記帳価額三〇万円との差額七〇万円が当該事業年度の損金に算入が認められる。

だが取得価額に記帳割合を乗じて算出した金額を超える金額、例えば五〇万円を記帳価額としたときは、その記帳価額(五〇万円)と取得価額(一〇〇万円)に記帳割合を乗じて算出した金額(三〇万円)との差額に相当する金額(二〇万円)は、当該資産を取得した日を含む事業年度の益金に算入される(通達一〇五)ので、上廻る金額(二〇万円)はその性質上課税の対象となる。

要するに税法上保険差益に相当する金額を特別償却して損金に算入することを認め、この損金と保険差益なる益金とを相殺せしむることによって、保険事故発生に伴う損益をなからしめんとするのである。

その往訣関係を示せば次つ如くであろう。

④帳簿価額 ￥300,000.00 の建物火災により全焼す

借) (火災損失) ￥ 300,000.00

貸) (建物) ￥ 300,000.00

⑤上記建物の焼失につき、保険会社より保険金 ￥1,000,000.00 を現金で受取る

借) (現金) ￥1,000,000.00

貸) (火災損失) ￥ 300,000.00

(保険差益) ￥ 700,000.00

又は（保険未決算勘定）

⑥被災建物と同一種類の建物建設、建設費 ￥1,000,000.00 支払う。

借) (建設仮勘定) ￥1,000,000.00

貸) (現金) ￥1,000,000.00

⑦建物完成、保険差益相当部分を償却し、建物勘定に圧縮記帳した。

借) (建物) ￥ 300,000.00

(保険差益) ￥ 700,000.00

貸) (建設仮勘定) ￥1,000,000.00

註① 繰延償却とは、法令による別段の定めの外資本の戻し以外において純資産増加の原因となるべき一切の事実を云う（通達五一）

純損金とは、法令により別段の定めるものの外資本の払戻又は利益処分以外において純資産減少の原因となるべき一切の事実を云う（同五二）

これらの規定より推察し得る。

註② 再評価積立金の資本組入と株式政策 平井泰太郎氏

会計第六十卷第三号。

規則第十三条の帳簿価格には、被害を受けた資産に属する減価償却又は評価減等で前事業年度において所得の計算上損金に算入されなかつた金額があるときは、当該金額を含むものとする。（通達九五）

法人が保険金額から被害を受けた資産の取扱費、整地費、消防費又は遭難費等を減失した資産の被害直前の帳簿価額のうち、被害部分に相当するものに加算し、記帳割合を計算し、規則第十三条から第十三条の三までの規定の適用を受けたい止を申告したときはこれを認めることにならる。（同107）

### 三

次に法人が被害を受けた当該事業年度において、被害資産に代るべき新資産が取得出来なかつた場合には、保険差益に相当する金額を特別勘定（例えば保険未決算勘定）として処理することが認められている。すな

わち「法人が被害のあつた日の属する事業年度において、保険金額（被害のあつた日の属する事業年度において減失した資産と種類を同じくする資産を取得し、損金算入の適用を受けたときは、当該資産取得のため要した金額を除く。）に記帳割合を乗じて算出した金額を保険金額から控除した金額に相当する金額を特別勘定として経理したときは、特別勘定に繰入れた金額についても損金に算入を認めることとした。（知則十三ノ三）その結果保険差益と特別勘定に組入れた損金とが相殺され保険差益に課税されないこととなる。

また保険金の一部に相当する金額をもつて被害を受けた資産に代るべき資産を取得した場合には、その残

額に相当する保険差益を特別勘定に繰入れた時もその金額は損金に算入が認められる。また法人が災害を受けた場合において、支払を受くべき保険金が当該災害を受けた事業年度の決算期までに確定しなかつたときは、災害関係を仮勘定として経理することを認める。

#### （通達一〇二）

この特別勘定を設定し処理した時は、被害のあつた日の属する事業年度の翌年事業年度開始の日から、二年以内に減失資産に代るべき同種の資産を取得し、取得した資産を圧縮記帳することを要する。かくて圧縮記帳部分を損金に計上するとともに特別勘定として損金に算入した部分を益金に戻入れの記帳をなすことによって両者を整理し課税を免除する。

しかし元來税法上益金たるべき性格のものであるから、二年間を経過したるも、被害資産に代るべき同種の資産を取得し得ざる場合は、さきの（保険未決算勘定）に処理したる金額は、二年間の期間終了の日の属する事業年度の益金として課税されることになる。<sup>④</sup>

右の如き特例は、災害その他により国又は地方団体等から交付せられた補償金、法令又は法令に基く命令により法人がその所得する建物、船舶、機械又は装置を買収若しくは収用された場合における当該買収又は、収用により交付された代金等についても保険金に準じて適用される。（通達一〇三、一〇四）

④ 特別勘定を有する法人が被害のあった日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から二年以内に解散した場合は、解散の日の属する事業年度の益金に算入される。しかし規則第十三条の二の規定の適用を受けた法人が合併に因り消滅した場合において、合併法人がその特別勘定として経理した金額を引き継いだ金額に限り当該合併法人について規則第十三条の二から第十三条の四までの規定を適用する。（通達一〇九）

#### 四

さて税法上の保険差益の取扱につき考察したところよりすれば、純資産増加額に従つた場合には当然に利益として課税の対象となる。併しその処理上圧縮記帳

した場合に限り特に課税の対象より除外する特例を定めているのである。この場合圧縮記帳した時の減価償却を如何にするかという議論が生ずる。

この点について税法上は「規則第十三条の三の規定により圧縮記帳した資産について、減価償却を計算する場合の取得価額は、圧縮記帳をなした価額により残存価額は、その一割に相当とする。」（通達一〇六）とあり、保険差益に相当する部分を特別償却したものとして整理記帳価額を償却の対象とするのであって、実際取得価額を基礎として償却することを認めない旨を規定している。そこでかかる税法上の処理が果して合理的なものであるかどうかについて疑問が生ずる、その非難の中心は圧縮記帳価額を償却の基礎とせる場合は、償却費を減じ、毎期の費用が少なく計上され、従つて利益が多く算出されることとなると言うにあつて<sup>⑤</sup>。

すなわち前例についてこれを見るに、新建設建物を十カ年間に定額法で償却するもととし、その残存価額一割とすれば、当該建物の実際取得価額一〇〇万円で、

残存価額一〇万円を差引き九〇万円を、十カ年間均等額で償却することになるから、一カ年九万円を償却することとなる。然るに圧縮記帳価額によれば、三〇万円で毎年度の償却費が二万七千円となるに過ぎず、その差六万三千円が実際取得価額による償却の場合よりも少くなり、従つて毎年度の利益が六万三千円宛多く額に計上されることとなる。

このことは結果において保険差益を益金として所得に算入しないことを認めている税法上の特別規定は、実は耐用年数期間に保険差益相当額を部分的に分担せしめることとなり、保険差益を部分的に益金に算入する。いわゆる済崩し課税魔術であるという批判が的中する。かかる取扱は保険差益を一時的に課税する場合よりも年度負担額を軽減するとはいゝ、決して益金たるの性格を否定して損金として所得不算入を規定することにはならない。また圧縮記帳価額による減価償却は当該建物の耐用年数経過後において、只に二十七万円の減価償却引当金と残存価額三万円を記録するに過ぎず、そ

ぎず、再調達資金の回収を不能ならしめる結果ともなる。思うに上述の如き不合理、不健全なる規定は、税法上保険差益の性格を益金とみるに基因するのではなかろうか。

これと同様の特例は、法人が資本的支出にあてるために国庫補助金を受けた場合にも起る、すなわち税法上補助金はいうまでもなく益金なるべきものなるも、国庫補助金（日本専売公社の補助金を含む）都道府県補助金、市町村補助金をもつて、その補助金の目的に適合した資産を取得した場合には、当該資産価額より補助金に相当する部分を控除し、圧縮記帳した場合は、補助金を特別償却することによって課税が免除されることとなる。製造工業原価計算要綱も「助成金を受入れたときは、その金額を有形固定資産の原価より控除する。」（要綱第十七ノ三）ことを規定している。これらの場合において、固定資産の原価より助成金を控除し、残額を固定資産の原価として償却費計算の基礎とするのである。会計原則には斯様な規定が存しないので一

つの論争点となつたが、これが会計処理については、その性格を考慮し決すべき問題であつて、もしも営業収益の性格（例えば一定利益の保証、配当等のために補給）をもつものであるならばそれ相応な利益勘定（雑収入等）に処理すべきであり、償却費（経費）補助の性格をもつ場合には、圧縮記帳の取扱が是認されるかも知れない。然るに資本（設備施設資金）補助たるの性格を有するならば、利益勘定や固定資産原価より控除するが如きことなく何等かの貸方勘定に記入し、資本剩余金の一部に加算して別途に処理すべきである。

証券取引委員会の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領、第一六〇号」には「その他の資本剩余金」の中に含めており、一般にその資本性が是認されるようになつたが、税法上や製造原価計算要綱による助成金の取扱方法は、保険差益同様に減価償却上、圧縮額に対する償却費が減少することとなり、その償却費相應額が架空利益として計上される

ことになる。法人税又は配当等の形態において社外流出の危険極めて大であり、またそのことは後日当該設備の取替に際し再度補助金の交付なしには調達を困難ならしめるであろう。

補助金によって取得した資産の減価償却について、明里長太郎氏は「税務経理は、現段階において、一般租税負担の見地から、これを一時に償却を行つたものとし、取得したときに全額損金とすることとしているのである」といひ、また保険差益についても「一般の租税負担の面から考慮する。」ときは、もし、火災によつて、この固定資産が焼失しなかつたとすれば当然元の価額を基礎として償却することとなり、つまり焼けたことによつて焼けなかつた場合よりも、特に減価償却を多くしないことの方が適當であるとも考えられる。また、実際取得価額を基礎として償却を認めるとすれば著しい価額変動がない場合は、おおむね減価償却により減額した部分を再度償却したものと認められ適当でないとも考えられる。」といひ、すなわち明里氏の

意見によれば、一国租税制度は（勿論法人税を含めて）租税全般に亘る負担関係考慮し、負担の公平を基盤として制定されるというにあるのであろう。もしも

個々の正しい理論と負担の公平が対立するときは如何

に取扱うべきか、理論も軽視すべきでないと思われる。

また果して何が公平かの論議も繰返さるべきことであらう。

そこでわれわれは単なる税務上の規定や取扱の理解に満足すべきでなく、これに不合理を感じるならば、更に一步前進して積極的に保険差益の性格を吟味し、合理的な解決を見出すことに努力しなければならない。

冒頭に述べたが如くこの問題の解決は、資本取引と損益取引の区分、従つてこれに結びつく資本剩余金の本質的特徴にも関すべき極めて困難な問題であると同時に税法上の所得概念とも関連する重要性をもつものであると思われる。

⑤ 建設助成金と保険差益の会計処理 岩田巖氏

産業経理第十五卷第五号

保険差益の会計処理について若干の考察（寺島）

⑥ 企業経理と税務経理の相違点について明里長太郎氏会

計第六十卷第一号

⑦ 同前

## 五

既に指摘せる如く、安本の企業会計原則は剩余金を毎期の純利益の留保額からなる利益剩余金と毎期の純利益以外の剩余から成る資本剩余金の二つとし、且これらを区分すべきことを規定している。毎期の純利益を積立たものが利益剩余金であつて、そして純利益とは「営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を控除したものである。（第三損益計算書原則四）更に営業利益より一般管理費及び販売費を控除して当期の営業利益を計算し、（第二損益計算書原則三）「受取利息、受取割引料、有価証券売買益等の営業外収益と支払利息、支払割引料、貸倒金償却、有価証券売買損等を営業外費用」（第二損益計算書原則四）として列挙的に規定する如く、

金融上の損益、有価証券売買損益、損失（貸倒金償却）等の準営業損益が営業外損益の代表的なものである。従つて営業損益と準営業損益によつて計算した純利益の留保額が主たる利益剰余金といふことになる。

しかしその構成内容として特に注意すべきは「当期間中の繰越利益剰余金の増加高と減少高であつて、前期以前の損益計算書における過不足額の修正記入と当期の固定資産売却損益等である。（第二損益計算書原則7A）」さらに「剩余金計算書雑形（A-III号表）」にはこれ以外に臨時損失を掲げている。これらの項目は損益でありながら、損益計算書に計上されない直接利益剰余金に加減されている。かような処理については学者間にも議論の存するところである。

経済団体連合会の発表した「企業会計原則の改正に関する意見」によれば「利益剰余金計算書の固定資産売却損益及び前期損益の修正記入は、損益計算書で処理することに改めること。」となつてゐる。それに対し、黒沢清教授は、「損益計算書は「インカム」と「イ

ンカム、チャード」である。インカム・チャードとは営業上の費用（営業外費用と称せられる準営業費用を含めて）をさすのであるが、営業上の費用は、営業上の収益を以て補償しなければならないから「チャード・アゲインスト、インカム」の原則が樹立されるのである。収益が費用を償つて余りあるとき、はじめて当期の純利益は実現する。営業上の収益と営業上の費用とは、期間計算の内部で対応せしめられるがこれとそれとは意味を異にする「キャピタル・ゲイン」と「キャピタル・ロス」との対応は非期間的に行われる<sup>(8)</sup>と説く、固定資産の売買損益は、過年度の損益の修正項目と考えられるから、前期損益修正項目として、当期純損益の計算外におき直接利益剰余金に加減されるのであり、もつて正しい期間損益計算を確立し、期間の比較性を保持せんとするのであらう。また原則が偶然的臨時損失についても利益剰余金の控除項目としているのも同様の主旨であらう。ただ保険に附してない例えば建物が火災によつて被害を被つたような場合、火

災損失はいうまでもなく資本損失である、キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインと照應すべきにかかわらず、資本剰余金の控除項目とせず、広い意味の損益として利益剰余金の控除項目としているのは、資本維持の要請に基づくのであらうと思われる。

次に利益剰余金から区別せらるべき資本剰余金については、利益剰余金以外の剰余金と規定するのみにて積極的意義づけがなされておらない。第二利益計算書原則七ノBに掲げる資本剰余金計算書によつて、資本剰余金の具体的な内容をみると「資本剰余金計算書は、前期繰越資本剰余金に当期における株式発行差金、資本払込剰余金、減資差益、合併差益、固定資産評価益等その他の資本剰余金増加高を加え、当期の減資差損合併差損、固定資産評価損等の資本減少高及び正当の処理方法による処分額を控除して、次期繰越資本剰余金を表示する。」とあって、資本の払込剰余金、額面超過金、減資、合併差損益、固定資産評価損益が資本剰余金の主たる構成項目であつて、また「この場合の

増減計算は原則として剰余金の項目別に行うものとする。」剰余金の増減計算は項目別に（例えば合併差益は合併差損、固定資産評価益は固定資産評価損の如し）対照計算するものとしている。

この資本剰余金の内容について、資本の増減（增资、減資、合併等）に関連する資本評価、収益評価に伴つて実現する「実現資本剰余金例えは額面超過金の資本性、拙著株式の額面超過金とその経理 法と経済第一一八号」と固定資産評価損益という「評価資本剰余金」との二種のものが列挙されている。

固定資産評価益を資本剰余金とする説の一つに、これが未実現利益であるからかかる利益の計上は、企業会計原則（第二損益計算書原則一のA）が禁ずるところであるとの理由が挙げられる。従つて固定資産売買損益はそれが実現したものであるから、前掲の如く、利益剰余金の計算項目となるといふにある。そしてその立場は未実現利益を利益として、処分することの弊害をさけるにあると思われる。

しかしわれわれは「未実現」なるがために資本剩余额に「実現」したものは利益剩余额とする説に同意し難い、（実質資本維持説と名目資本維持説の立場が対立する）かくては未実現として資本剩余额に計上したものが実現することによって利益剩余额に振替ねばならぬことになるであろう。

期損益修正項目を意味し、または「これは本来販売を目的とせぬ所謂使用財たる資産の上に実現したものであり、臨時の当期に關係のない利益であると思われる」<sup>(6)</sup>ので資本剩余额でない、また営業上、営業外損益でもない利益剩余额の加減項目となるのであろう。

⑧ 利益剩余额とキャピタル・ゲイン 黒沢清氏

企業会計一九五〇年十一月号

⑨ 固定資産売却損益の処理について 高橋吉之助氏

会計五十八卷第五号

われわれは固定資産評価益が資本剩余额の構成項目とする理由を貨幣価値の下落によって物貨が騰貴した場合は、固定資産の価額を帳簿価額のまま減価償却するときは、投下資本と同等の価値を回収することが出来ず、従つて資本の実質維持が不可能となる。このことはまた減価償却の過少によって、架空利益の計上を意味し、これによる課税及び配当は資本の社外流出を招来し、資本の喰潰しともなる。従つて貨幣価値変動期においては、固定資産の価値を訂正することによって、資本の価値修正を必要とすることに見いだす。

かくて固定資産売却損益は、訂正後の固定資産帳簿価額との比較において計算されることとなり、それは前

前段における考察によつて、利益剩余额は営業損益と営業外損益によつて計算した純利益の留保額を主要源泉とすること、資本剩余额は、資本の増減に伴つて実現する実現剩余额と固定資産評価損益なる評価剩余额を主要構成項目とする。そして固定資産評価損益が資本価値修正なる理由で、その資本剩余额の構成項目たるべき性格を明らかならしめた。貨幣価値変動時の

評価差額は資本剩余金に組入れるのである。わが国資産再評価法では、再評価積立金と名づけ（資産再評価差額に対し六%の再評価税を課す）資本剩余金に繰入されることとしているのは当然の措置であると思われる。更に評価差額を資本剩余金に計上したその固定資産の売却損益は、売却代金と再評価額との差額として表われ利益剰余金に繰入れられることも述べた。

さて戦後の急激な物貨騰貴は、企業所得の固定資産の実際価額を帳簿価額に比し著しく騰貴せしめている、これを是正せんとして、資産再評価法が制定されたが繰返すまでもなく実際に再評価をなした法人は極く小数で、企業の帳簿価額が時価を反映しておらない。然るに固定資産を損害保険に附するときは、帳簿価額を離れて実際価額で保険契約を締結する実情にある。かかる契約の締結は、企業の立場から当該資産が帳簿価額以上の保険金額に相応する実際価値を持つと思うからであり、また第三者（保険会社）もその実際価値を認めるからである。かくて保険差益を固定資産評価益

と同性格のもとせば、その資本性もまた是認されよう。固定資産評価差益が貨幣価値変動に伴うものなれば、保険差益もまた物貨変動の所産であるといえよう。

この意味において「保険差益の問題は正しく資産再評価法に吸収されて、その解決が図らるべきであつた。

保険差益に対する課税の猶予は資産再評価法の実施に至るまでの経過措置として理解さるべきであつたのである<sup>⑯</sup>。」という渡辺教授と同意見である。そこで先ず教授の説くところを聞くに、教授は「……代替資産そのものの再評価の以前に保険差益の正しい解決が必要である」と考へる。それがためには減失した資産の被害直前の帳簿価額を、資産再評価法の定むる方法に準じて（代替資産を取得せる日を基準として）修正し、受取りたる保険金が右の修正額以内であるときは、被害直前の帳簿価額と受取った保険金の差は、之を再評価差額と同様に取扱うことが妥当である。之によつて、真の保険差益とならざるものが分離され、この修正措置によって、代替資産を、その取得価額を基礎として償

却する事が可能となる」<sup>(1)</sup> といふ。保険差益は資産再評価法によつて吸収さるべきであつたが、その吸収同化が不成功に終つてゐることに関連してその問題を解決せんとするのであつて、保険差益のうち貨幣価値変動部分に相当する部分を資本剰余金と見、之を超過する部分を利益剰余金とされる。なる程現行法上理論的に正しいものと思われる、然るに固定資産評価益（貨幣価値変動部分）と資産再評価法による再評価積立金とは同性なれども異質のものである。（再評価益から、再評価差額税 6% を控除したものが再評価積立金である）従つてこれらの比較弁別は實際上いふに易くして行い難きひとの一つに属するとも思われる。（再評価差額税には賛成し難い）。

私見によれば、これが会計処理については、被保険物件に保険事故が発生した場合にはその代償として保険会社から保険金（仮りに災害資産復旧資金と名づく）の支払を受ける。この受取った保険収入金と帳簿

益となる、先ずこの保険差益部分を何等かの貸方科目（例えは災害資産引当金勘定）に繰入処理するものとし、保険金（災害資産復旧資金をもつて被保険資産に代べき資産を取得したとき、新資産の取得価額がもとの資産の帳簿価額を超過するならば、その超過的分と保険差益（災害資産引当金）を照応せしめ、その相当額を資本剰余金として処理する。もしも災害資産引当金が新資産取得価額の帳簿価額超過額を上廻る場合には、その超過部分を機会利益として、固定資産売買損益と同様利益剰余金に振替処理するものとする。かくて新資産は實際取得価額で貸借対照表に表示されることとなり、それに基づく減価償却も行い得ることとなる。

前例に倣い、仕訳例をもつてその関係を示せば次の如くであらう。

(1) 帳簿価額 ￥300,000.00 — の建物全焼  
　　借) (火災損失) ￥300,000.00  
　　貸) (建物) ￥300,000.00

(2) 上記建物につき保険会社より保険金 ￥1,000,000

0.00—受取る

借) (現 金) ¥1,000,000.00

貸) (火災損失) ¥ 300,000.00

(災害資産引当金) ¥ 700,000.00

(イ) 災害資産と同一建物建設代金 ¥1,200,000.00 支

払う。註

借) (建物) ¥1,200,000.00

貸) (現金) ¥1,200,000.00

(利益剰余金) ¥ 200,000.00

次にある一定期間(例えは1年間)を経過する災害資産に代るべき資産を取得せざる場合は如何に処理するか、保険差益は固定資産譲り益と同性質のものか

註 保険金に相当する資金とその他の資金を以て資産を取得したときの当該資産に附すべき価額は、保険金に相当する金額に記帳割合を乗じて計算した金額とその他の資

金の金額との合計額とする。(通達99)

(二) 災害資産引当金を取りくずし資本剰余金に振る

借) (災害資産引当金) ¥700,000.00

貸) (資本剰余金) ¥700,000.00

災害資産引当金が新資産取得価額と帳簿価格との差額を超過する場合。

参考書籍の「会計実務」と「税制の考察(非島)

(例えば ¥20,000.00 超過)

イ. 借) (建物) ¥800,000.00

貸) (現金) ¥800,000.00

ロ. 借) (災害資産引当金) ¥700,000.00

貸) (資本剰余金) ¥ 50,000.00

(利益剰余金) ¥200,000.00

見る立場から、何らかの資本的支出に充當したといわむ、これを資本剰余金に繰入れて処理する。然るに経営者が、処理者の側にこれを資本的支出以外に自由処分(例えば配当)せんとの意図をもつならば利益剰余金に処理する。

⑩ 法人税に関する若干の問題 渡辺氏会計第六十卷第一号

三 同前

## 結び

以上の叙述をもつて、利益剰余金と資本剰余金の区別を明確ならしめたとも、法学的知識に乏しい会計学徒が、税法上の規定を十分に理解し批判し得たともい難いが、資本剰余金と利益剰余金とを混同することは「企業会計原則」が禁ずるところであつて、損益計算を乱し、健全なる企業経理であるといい得ない、若しも保険差益が資本性をもつならば、これに対する課税は資本課税であり、またこれを配当することは資本上巣に戒められることであり、法人税はもとより資本課税であつてはならず、利益配当は贈配当であつてはならない。

保険金で取得した資産といえども、実質的、経済的意味において、その資本的支出総額が新資産の取得価額なることは、自己資金をもつて資本的支出をなした

場合と異なるところはないであろう。従つてその実際取得価額もつて貸借対照表に計上することは勿論、償却の基礎とすべきである。かくて「有形固定資産の取得原価は当該固定資産の購入価額又は製作価格とする」第三貸借対照表原則五ノDの規定に符合することとなり、また一般原則「眞実性、明瞭性の原則」にもかなうべき処理、表示方法であると思われる。

更に企業が帳簿価額以上の高額の保険契約を締結し、毎年度多額の保険料を負担するのは決して保険事故発生に因る利益を得るための手段でなく、企業の実質資本を維持せんとするにあり、かかる意図を推察するのみにてその資本性が是認さるべきではなかろうか。此処に保険差益の処理について、企業会計と税務会計との調整問題を提出するとともに、企業会計原則、商法、税法を問わず、すべて企業経理に関係ある諸規定は、個々の企業に適合する如く彈力的に規定せらるべきことの主張を附記する。